

空知教育センター組合公印規則

昭和56年 4 月 1 日

組合規則 第 1 号

(趣旨)

第 1 条 本組合の公印については、別に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(公印)

第 2 条 公印は、組合長名その他の職名若しくは、組合名等をもって、発する公文書に用いる印章をいう。

(種類)

第 3 条 公印の名称、書体、寸法、個数、管守個所及び使用範囲は、別表のとおりとする。

(公印管守責任者)

第 4 条 公印管守のため、公印管守責任者を置くものとする。

2 公印の管守責任者は、事務局次長とする。

(登録)

第 5 条 公印管守責任者は、公印台帳（別記様式）を備えて全ての公印を登録しなければならない。

2 公印管守責任者は、毎年 1 回以上公印を前項の規定による公印台帳と照合しなければならない。

(使用)

第 6 条 公印は、公文書発送等決裁後でなければこれを使用してはならない。ただし、事前に決裁を要しない軽易なものについては、この限りではない。

2 印刷した文書については、公印を省略することができる。

(保管)

第 7 条 公印の保管については、次のとおりとする。

(1) 勤務時間中は、事務所内において、事務局次長が保管する。

(2) 勤務時間外は、所定の印箱に収納し、施錠設備のある金庫等に保管しなければならない。

(廃棄)

第 8 条 公印が摩滅、損傷等により使用に堪えなくなったときは、廃棄するものとし、公印管守責任者がこれを焼却処分しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 3 年 3 月 20 日規則第 1 号）

この規則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 4 月 1 日規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年 6 月 27 日規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行し、第 1 条規定による改正後の空知教育センター組合事務局組織規則の規定、第 2 条の規定による改正後の空知教育センター組合公印規則の規定、第 3 条の規定による空知教育センター組合職員の職名に関する規則の規定、第 4 条の規定による空知教育センター組合次

附 則（平成19年 3 月28日規則第 1 号）
この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。
附 則（平成23年 6 月22日規則第 1 号）

別表（第3条関係）

名 称	書 体	寸 法	個数	管守場所	用 途
空知教育センター組合之印	古印体	正方形24×24mm	個 1	空知教育センター	職員証等
空知教育センター組合長之印	〃	正方形18×18mm	1	〃	契約書、一般公文書、 辞令書、賞状類等
空知教育センター組合長職務代理者之印	〃	正方形21×21mm	1	〃	組合長職務代理者を 置く場合
空知教育センター組合会計管理者之印	〃	正方形18×18mm	1	会計管理者室	会計管理者名を用い る公文書
空知教育センター組合現金取扱員之印	〃	正方形18×18mm	1	空知教育センター	現金領収

[illegible]